

おきなわ環境ネット

——— 沖縄環境ネットワーク 通信 ———

創刊号

目次

沖縄環境ネットワーク発足の経緯と参加の呼びかけ

日本環境会議沖縄大会実行委員長池原貞雄ほか

連載・沖縄環境ネットワークへの期待

崎山正美

環境ネットワーク勉強会にさいして

第1回「環境基本条例」4月26日

淡路剛久

第2回「雨水利用」 6月21日(予定)

村瀬 誠

活動レポート・第1回

— 沖縄・山ばる・海 —

催し物案内

お知らせ

編集後記

沖縄環境ネットワーク発足の経緯と参加の呼びかけ

日本環境会議沖縄大会実行委員長 池原貞雄

副委員長 久場政彦

同 福地曠昭

事務局長 宇井 純

皆様のご協力により、1996年11月23・24日に開かれた第16回日本環境会議沖縄大会は盛会のうちに大成功を収めました。そもそも沖縄の環境は世界的にもめずらしい多様性と、その中で自然に依拠した地域社会からなっていますが、これが沖縄戦と米軍基地の重圧、復帰後の公的、私的開発のために絶えまない圧力を受けて、きりくずされ、一刻も放置できない段階に来ていることが多くの発表で明らかになりました。大会宣言では軍事基地の撤去と立ち入り調査、環境の維持可能な産業振興、自然環境の修復の三つの政策提言と並んで、平和を求める沖縄の心を縦軸とし、環境の維持可能な発展を横軸としたサステイナブルエリアの形成をめざして、沖縄環境ネットワークの創設が提案されました。この課題は

短時間のうちに達成できるものではなく、地域の内外にわたる多くの人々の持続した努力と協調によってはじめてこの方向に光がはるかにみえる、そういう性質の仕事でありましょう。

この提言を受けて、大会実行委員会の有志が、沖縄の環境保全に関心を持つ個人、グループが対等の立場で互いに連絡し、助け合って、平和で豊かな沖縄を作る沖縄環境ネットワークの骨組みを作ることを相談し、昨年12月15日の実行委員会で討論した結果、4月を目標にネットワークを発足させようという話になりました。2月6日のネットワーク準備世話人会では、当面のスケジュールについて相談し、当面年4回の通信、2月に1回ぐらいのペースで勉強会、毎月世話人会を開くことを決めました。

沖縄の自然環境はもろくて壊れやすい上に、その特徴に合わない画一的、破壊的な公共投資によって急激に破壊されていることは大会宣言でも指摘されました。沖縄にはその環境条件に合った政策科学がなければなりません。亜熱帯の気候のもとと長寿県の伝統を生かして高齢化社会の中で健康な保養地を作っていくためにもよい環境が必要になります。軍事基地が返還されなければ合理的な土地利用が考えられないが、その基地も種々の汚染物質を抱えていることが予想され、その復元には長い時間がかかりそうです。この現状を改善するためにはしっかりした立脚点と、息の長い運動が必要でしょう。その第一歩をこの勉強会から始まるネットワーク活動で踏み出したいと思います。県民の皆さんの大方のご参加を呼びかけます。

12月21日、私たちは有力な仲間の一人、比嘉敏さんを失いました。彼は第2分科会の座長を

務め、急死する直前まで環境会議の成功を喜び、環境ネットワークの発足に大きな期待をかけていました。悲しい知らせですが、彼の遺志を継ぐためにも、環境ネットワークを実質的なものとして作り上げたいと思います。

1997・4・3



連載

沖縄環境ネットワークへの期待

崎山正美

昨年の11月、日本環境会議を縁として、沖縄各地の環境団体や沖縄の環境に関心を寄せる人々が1つの会場に集うことができた。思えば、復帰後各地でいろんな環境問題が発生し、いろんな団体が生まれ、いろんな事があった。復帰後25年たった今日でもその状況は何ら変わらないのだが、環境運動の総括と展望は、運動団体に限らず、全県民的に重要な時期に来ているといえよう。これまでの歴史をふりかえると、どうしても意志の疎通ができていないのだろうかというもどかしさを常に感じてきたものである。

今、環境の時代と云われ、また、総合行政の必要性が叫ばれるのだが、その時代の真の到来を可

能にするのは、異なる立場の人々が対等に話し合う場がつかれるか否かにあるのであろう。沖縄環境ネットワーク結成の動機の一つに、みんなで沖縄の環境を語り合い、展望を切り拓くということがあるのかと思う。したがって、沖縄環境ネットワークが、スタンスの異なる人々が自由に発言し討論する舞台となることを期待したいと思う。どの政党よりだの、どの団体よりだのと色づけをした行動はもうやめにしたい。人間の勝手な位置づけの中で、沖縄の自然は、そして私達の生活環境は刻々と確実に姿を変えているのだから。事実を目の前にして素直な気持ちの中で語りあいたい。それが、私の沖縄環境ネットワークへの期待です。

第1回勉強会「環境基本条例」4月26日（火）

淡路剛久

4月26日の第1回の勉強会は、沖縄県がこれから制定すると伝えられる環境基本条例について、私たちの基本的な考え方をまとめておくために、この問題に詳しい日本環境会議議長、立教大学の淡路剛久教授を招き、環境基本条例が作られるまでの経過、環境基本計画との関係、地域住民の参加の可能性などについて、ゆっくりお話を聞き、討論する予定です。なお、以下の淡路氏の文章は、日本環境会議沖縄大会：シンポジウム「環境と平和」より編集・抜粋しました。（編集部）

これからの自分達の地域づくりで、10年後、20年後の姿をどう描いていくかということ、そういう枠組みを実は行政が1つの仕組みとしていま作り始めています。御存知のとおり、国は環境基本法を作り、地方は環境基本条例を作り、その中で環境基本計画というものを策定することになっています。これまでの開発に関しては、たとえば全国総合開発計画があり、それからさらに地域の開発計画があり、それぞれ各県の振興計画があるというふうにきていた。その状況の中で、環境の視点から持続可能な発展のあり方というのは何かということを経環境基本法が問題提起したのです。それで環境基本条例も、本当の意味を理解しているかわかりませんが、維持可能な発展を目指すために条例を作ることが書かれるはずです。

沖縄県も環境基本条例できているんでしょうか。できていないとすれば、本当は好都合なんです。それはいずれ作られるはず。なぜかという、法律がそれを求めています。国もそれを求めています。ところが間違いなのは、国が作った法律に地域が右ならえして、それをまねしているわけです。私はいくつかの地域の環境基本条例の策定にあたっていろいろNGOの人たちと議論したりする機会がありました。それから基本計画についてもございました。その時に思ったんですが、特に沖縄について私はそうだと思うんですが、一体この地域をどう描いていくか、2015年、2020年をどう描くのか。それはやはり行政の抽象的な視点で国から下ろしてきても見えないわけです。沖縄のように極めて多様で、しかも地域特性があるところに、たとえば東京都の環境基本条例を持ってきたってこれは役に立たないわけです。

それから次にアセスメントだと思うんです。地域の状況を生かして、逆手にして、発想を逆転さ

せて、たとえば亜熱帯性の気候の中で生物多様性をどう保全していくかの保全戦略、地域戦略を自ら行政に要求して、一緒に参加しながら作っていくというこの戦略をまずやる必要があるだろう。

なぜそれを言うかといいますと、生物多様性国家戦略というのが昨年出たわけですが、それはまったく抽象的な言葉であるわけです。しかし抽象的な言葉の中でも、国や自治体レベルで、それぞれが生物多様性国家戦略を作っていく必要があると言っているわけです。沖縄の南西諸島のこういう亜熱帯性の特性を考えたら、国が作れるわけではないのです。やはりこの地域を知っていて、この地域で生活している人がどうやってこれを保全していくかの計画をきちっと作って、それを上に上げていく。そのためには、まず島々から始まらなければならないと思うんですね。それを吸い上げていって計画にまとめ上げていく。そういう作業をぜひともやっていただきたい。そしてそれを行政に突きつけて、行政も作らざるを得なくなると思いますので、そこで始めて議論の場ができると思うのです。今度は議論の場があるかどうか、これが必要です。議論の場がなければいくら持っていって行政がそんなもの聞かないと言ったらおしまいになる。

そこで、先ほど環境ネットワークをつくりたいという提案がなされていましたが、そういうのは情報を交換する場とか、経験の交流の場だけではなくて、共になにかを作っていく場にする必要がある。その中で重要な課題として、私はいまも述べた生物多様性の戦略、それを含めた地域の環境基本計画の戦略、あるいは案、そしてそれを保全するための大きな意味での環境基本条例と環境アセスメント、こういうものを法律家を交えながら議論していくことが大事ではないかと思います。

第2回勉強会「雨水利用」6月21日(予定)

村瀬誠

第2回は、今年8月8日から10日沖縄市市民会館で開かれる雨水利用会議「雨水フェア in おきなわ」を前にして6月21日または28日、この会議の呼びかけ人である東京都墨田区の村瀬誠氏を招いて、小さな島にとって天の恵みである雨水の活かし方について学ぶ予定です。(編集部)

「あるは、あるは」。雨水利用が盛んな東京の三宅島のようにどこの戸建て住宅にもタンクがあるのを見て、さすが沖縄、雨水利用をやっていると思いきや、なんとそれは断水に備えての給水タンクだった！ 沖縄の給水制限日数は平成だけでも1988年が99日、89年が57日、91年が64日、93年が43日というように、慢性的な水不足に悩まされている。

「どうして“やんばる”ばかりが犠牲にならないのか」。ダム開発に対して北部の人達にこんな声があると聞いた。沖縄の水道水源のほとんどは北部の山間地のダムに依存している。国のダムが6カ所、県のダムが2カ所、これに加えて現在5カ所のダムが建設中である。沖縄では人口115万人のうち、104万人が中南部に住む。水源の恩恵を受けるのは主に中南部地域である。水源を遠方のダムに依存してきたのは間違だったかもしれない。これからは発想を転換して都市の中にミニダムを作り水源の自立を目指すべきだろう。なにしろ東京で年間に使われる水道水約20億立法メートルを約5億立法メートルも上回る量の雨が降っているのだ。これを自前の資源として捉え直してみたらどうであろう。都内の個人住宅は150万戸、平均屋根面積は約60平方メートル、ここにすべて雨水利用を導入したと仮定するとその貯蓄量たるや、利根川上流最大のダムからの年間取水量を上回るのだ。これからは遠方に巨大なダムを求めるより、町の中に無数のミニダムを作っていくべきではないか。墨田区の国技館はその典型と言ってい。8400平方メートルの大屋根に降った雨を地下100立法メートルのタンクに溜め、観客のトイレや冷房の水に利用している。墨田区内には、地域で雨水を溜めて町ぐるみでそれを緑化水源などに利用する「路地樽」というユニークな雨水利用施設も住民の手によって10基誕生している。すでに都内だけでも雨水利用施設は官民合わせて450を越え、墨田区のように民間の雨水タンク設置助成に踏み切る自治体も全国で10を越えるなど、今やミニダム運動は一つの流れになりつつある。

ミニダムの発想を沖縄にも取り入れたらどうであろう。沖縄には日本平均降水量約1700ミリメートルを上回る約2100ミリメートルもの降水量がある。もし全島で雨を溜めたとしたら、その量たるや東京を上回る約30億立法メートルにもなる。雨水利用で沖縄の慢性的な渇水を救えるかもしれない。沖縄の赤土流出も抑制できるかもしれない。こんな考えから、私たち「雨水利用を進める市民の会」は、昨年11月末、沖縄に雨水利用の全国会議“97雨水フェア in 沖縄”を仕掛けた。

「雨水利用は沖縄が自ら真剣に考えなければならないテーマだと思います。よく提起してくれました。一緒にやりましょう」。大田沖縄県知事も私たち市民の会の辰濃和男会長の申し入れにもろ手を挙げて賛成してくれた。沖縄には古くから水の確保に関心を払い、水を得る湧水や井戸を神聖な拝所として大切に守る習慣があった。水道が普及するまでは雨水利用も盛んだった。沖縄の栗国島では石灰岩を切り出し、中をくりぬき雨水を溜める“トウジー”という大きな水瓶を作った。瀬底島では防風林としてユシ木を家の周りに植え、ユシ木の葉から雨水を集めた。今回の雨水フェアでは、沖縄の埋もれてしまったすばらしい雨の文化に学びつつ、本土と沖縄とが共に手を組み、雨水利用で水源の自立を図る方策が話されるだろう。

沖縄には本土にはない特殊な水事情がある。米軍基地への給水である。沖縄は米軍基地に土地のみならず水道水までも提供してきたのだ。昨年、沖縄市の水道局の仲宗根局長と伊礼課長の案内で嘉手納基地にある同市の水道水源井戸を見学した。基地の中に自分達の水源があるとは本土ではとても想像がつかないことである。本土復帰前までは、水道が米軍の支配下に置かれていたという。県民、水道事業者はどんなに辛かっただろう。今でも米軍に水道水を送り続けなければならないことに変わりはない。ならば、米軍にも沖縄の水源自立の観点から基地の雨水利用を提案したらどうだろう。

ヤンバル林道赤土訴訟始まる

「現在行なわれている土地改良事業や林道工事は、自然を破壊し、生態系にも影響を及ぼしている。これらの工事を差止めよ。」という沖縄では初めての裁判が始まっています。編集部ではこの訴訟の趣旨を知るために、三者に語って貰いました。敬称略。

吉嶺全二（原告団長＝素潜りダイビング協会代表）

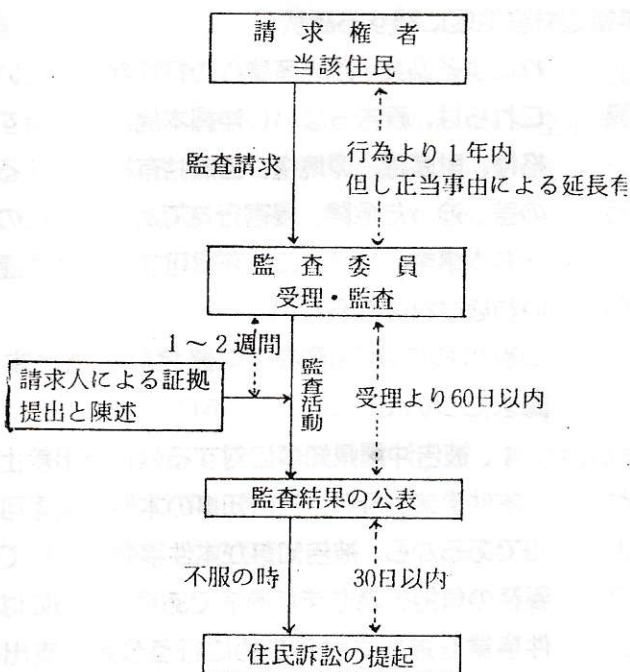
玉城長正（副団長＝沖縄・山ばる・海 代表）

真喜志好一（事務局長＝同上 会員）

編集部 住民監査請求とか住民訴訟とか馴染みのない言葉ですので、まずそこから話してください。

真喜志 県や市町村の長や職員によって、違法または不当な公金の支出などがなされたときに、住民が監査請求をできることになっています。図に示したように、監査結果に不服の時は住民訴訟ができる制度です。

住民監査請求制度



これまで沖縄の住民運動では、白保の不当な環境アセス、土地転がし、立法院の不当な耐久性調査などが住民監査請求されています。立法院の住民訴訟は16回の公判を迎えています。行政を監視する制度としてはいい制度だからもっと利用するといいと思う。しかし、監査委員はいいかげんだな。

吉嶺 今度の住民監査には1600人が参加し

ている。ほかに200人が後から参加を表明したので都合1800人にのぼる。監査委員はろくに審議もせず、我々に意見陳述もさせず「住民監査請求の制度に適合しない。」と却下したので1996年11月25日に監査請求者を形式的に代表して20名で住民訴訟を起こしたのです。

玉城 ヤンバルの山を20年余り見守り続けてきたがひどいもんです。大國林道は林業の為ではなく、土木事業のために行なわれているようなものだ。ヤンバルの山は沢ぞいに水と生き物達の命の循環があるのだが、その沢が林道ですたすたにされている。林道を作る役所は林業のため、と言っているが林業はなりたっていないし、実に嘆かわしい。

吉嶺 それは土地改良事業も同じだね。農業ではなく土地改良という名の土木事業。しかも沖縄の亜熱帯の土地にあわない設計図で畑を造成している。そのために赤土だけでなく、肥料分までも一緒に海に流れだし、畑は痩せ細り、作物は成長せず、農家は負担金に耐えきれず耕作を放棄して別の仕事につく。

復帰後の統計を見ると、砂糖キビの生産量は年々減っている。畑の総面積は増えているが耕作面積は横ばいだよ。

県のやっていることは分からないね。国の基準で、土が流れ出す畑が大量に作られたのだから、国の責任で作り直すべきだ。このことは繰り返し県の担当部局に言っているのだが耳を貸さない。玉城 一刻も早く手を打たなければ、ヤンバルに固有の種は絶滅してしまう。流れ出した赤土で既に海は生命力を失っている。

このままではいずれ島がなくなるよ。こういう

ことをウミンチュの筋和義さん、それに吉嶺さんと僕とで第1回、2回の法廷で意見陳述したのですがね。

真喜志 県の担当者達は勘違いしているよね。

「住民運動は行政に敵対するもの」と。それはとんでもない誤解で、しっかりした行政をしておれば、僕らは県に注文を付ける必要もないし、知事を訴えることもなくてよい。

行政と僕ら住民は、「沖縄の現在と未来を良くする。」という共通項を持って生きている。そのことをきちんと行政の側がわきまえて欲しい。そうすれば、僕らが行政に注文を付けていることが、実は県の環境行政の応援をし、ひいては沖縄の農業、林業、漁業などの安定した経営を応援していることが分かるはずだ。

吉嶺 そうなんだよ。まともに議論をし、反省し改善する。そのようなチェック機構が全くないん

だね。行政には。

やむにやまれず訴訟になったが、法廷だけではなく行政との対話は続けたいね。

編集部 どうもありがとうございました。紙面の都合もあり、この辺で。

(注・ヤンバル
林道赤土訴訟の
詳細は隔月誌
「魚まち」
1997年
4、5月号を御
参照下さい。発
行所の電話は0
98-874-504
0です。)



ヤンバル林道赤土訴訟・訴状ダイジェスト

団体営農地開発事業辺野喜地区に関する訴状

①請求の趣旨

被告沖縄県知事は、団体営農地開発事業辺野喜地区に関して、公金支出などしてはならない。

被告大田昌秀は、沖縄県に対し、金1250万円などの金員を支払え。

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

②本件事業の違法性

1、土地改良法違反

土地改良事業の沖縄県知事の認可において、「土地改良事業の施行に関する基本的な要件」とされている事業の必要性、技術的可能性、当該土地改良事業のすべての効用がすべての費用をつぐなうことなど、いずれも遵守されておらず、大田県知事の認可は、違法である。また、環境利益を含む包括的な利益衡量（費用便益分析）、環境影響事前評価（アセスメント）が欠如している。

2、自然環境の破壊

本件事業について、文化財保護法、種の保存法に違反している。また、本件事業の造成工事、造成された耕作地から大量の赤土が流出し、河川及び海水の汚濁、サンゴ（礁）の死滅・破壊し、そ

れによる漁業・観光産業への打撃が生じている。

これらは、原告らないし沖縄本島住民の有する人格権、財産権、環境権、自然共有権に対する現実の差し迫った危険、侵害行為であって、この点からも本事業、及び、これを認可することは違法といわなければならない。

③被告らによる違法な財務会計行為と本件核請求について

1、被告沖縄県知事に対する公金支出差止請求

本件事業、及び、被告知事の本件事業認可が違法であるから、被告知事が本件事業に関して行う義務の負担行為もまた違法であり、さらには、本件事業を遂行させるために行う公金の支出等も違法である。

被告知事が、今後も、本件事業に関して公金を支出などすることが相当の確実性を持って予想される。この公金支出等によって沖縄県に回復困難な損害が発生する虞れがあることも明らかである。

2、被告大田昌秀に対する損害賠償請求

被告大田昌秀は、沖縄県知事として平成7年度

の本件事業費県負担分1250万円を支出させた。この結果、沖縄県に対して同額の損害を与えたものであるから、沖縄県に対してこれを賠償する責任がある。そこで原告らは、沖縄県に代位してこの損害賠償請求権を行使する。

④監査請求

原告らは、被告らの違法な公金支出等について、

沖縄県監査委員に対し監査請求を行なったところ、同監査委員は、監査請求を違法に却下した。

⑤結語

よって原告らは、請求の趣旨のとおり判決を求める。

(編集注) 請求の原因、やんばる地域の自然環境の価値・特性と現状などは省略しました。

広域基幹林道奥与那線事業に関する訴状

①請求の趣旨

被告沖縄県知事は、広域基幹林道奥与那線事業に関して、公金支出などしてはならない。

被告大田昌秀は、沖縄県に対し、金1億4300万円などを支払え。

との判決並びに仮執行を求める。

②本件事業の違法性

やんばる地域の自然環境と大國林道開設による自然破壊と被害の実態(省略)。

本件事業は、大國林道の延長戦として行われるものである。既設の大國林道がやんばるの自然環境、希少動植物の種の存続に甚大な悪影響を及ぼしているばかりか、度重なる林道の崩壊、防止策の困難な赤土問題等によって沖縄県民の日常生活や経済にも現実的な影響を及ぼしている。そして現在、沖縄県は、本件事業の遂行により、大國林道開設による自然破壊の愚挙を再び繰り返し、世界的にもかけがいのないやんばるの森と生物とにとどめをさそうとしている。このような本件事業が、法的にも違法と評価されなければならないことは、以下に述べるとおりである。

1、本件事業は環境影響評価が実施されておらず、違法である。

2、本件事業は文化財保護法等に違反し、違法である。

3、本件事業は人格権等を侵害し、違法である。

4、本件事業は必要性、経済合理性を欠き、違法である。

結局、本件事業は、総じて事業としての相当性がなく、実質的に違法といわざるを得ない。

③被告らによる違法な財務会計上の行為と本件各請求について

1、被告沖縄県知事に対する公金支出等の差止請求

本件事業が違法であるから、被告知事が本件事業に関して行う工事請負業者との間の請負契約の締結、その他の義務の負担行為もまた違法であり、ひいてはそれらの契約ないし義務の履行のために行う公金の支出等も違法である。

被告知事が、今後も、本件事業に関して公金を支出などすることが相当の確実性を持って予想される。そして、この公金支出等によって、沖縄県に回復困難な損害が発生するおそれがあることも明らかである。

2、被告大田昌秀に対する損害賠償請求

被告大田昌秀は、沖縄県知事として平成7年度の本件事業費県負担分1億4300万円を支出させた。この結果、沖縄県に対して同額の損害を与えたものであるから、沖縄県に対してこれを賠償する責任がある。そこで原告らは、沖縄県に代位してこの損害賠償請求権を行使する。

④監査請求

原告らは、被告らの違法な公金支出等について、沖縄県監査委員に対し監査請求を行なったところ、同監査委員は、監査請求を違法に却下した。

⑤結語

よって原告らは、請求の趣旨のとおり判決を求める。

(編集注) 請求の原因は省略しました。

ヤンバル林道赤土訴訟・弁護団の紹介

弁護団長大西裕子、副団長藤原猛爾、事務局長関根孝道、三浦州夫、山尾哲也。以上の弁護団です。

催し物案内

詳しい日時、場所、内容などは、それぞれの問い合わせ先に、必ずご確認ください。変更される可能性があります。

4月の催し物

18日・18時 森と水の会 総会、記念講演会 場所 ぎのわんセミナーハウス 事務局098-898-5411

20日・10時 沖縄クリーンビーチクラブ 活動 毎月1回 場所 読谷村瀬名波ガマ 連絡先098-964-2517エド方

22日・10時 大里村のコーラル採掘に関する裁判 場所 那覇地方裁判所 連絡先 098-945-9297兼浜方

23日・19時 沖縄県雨水利用を進める市民の会設立総会 事務局098-937-6191沖縄市水道局内 伊礼まで

26日・10時 ユース政策研究会(仮称) 場所 県庁5階土地対策課会議室 連絡先098-937-4724砂川方

・13時 沖縄環境ネットワーク 第1回勉強会

「環境基本条例」淡路剛久 場所 沖大1号館501教室

26日・27日 白保支援団体全国合同会議—大阪府内 事務局 沖縄—八重山—白保の海とくらしを守る会、連絡先098-834-4862高江州方

27日・10時 フリーマーケット 場所 パレット久茂地ペDESTリアンデッキ 問い合わせ先098-886-3037

毎月第4日曜日開催 沖縄リサイクル運動市民の会

29日・10時 シンポジウム「宮古島の神々の世界」場所 平良市西原公民館 事務局 宮古の神と森を考える会

連絡先09807-3-3010佐渡山方

・9時45分 '97クレンジング・デー 場所 幸地

川流域 事務局 幸地川を蘇生させる会

連絡先0980-52-0303富腰方

22日・18時 アースデー 場所 まん湖公園

実行委員会事務局098-831-7604比嘉方

5月の催し物

1-4日 社会状況を変える女性国際会議(仮)事務局 基地・軍隊を許さない行動する女たちの会098-864-1539

10日・8時 ミティの会 例会09808-7-3206久野方

11日・9時 長堂川に清流をとりもどし山川の生活環境をよくする会、活動 事務局連絡先098-889-5605神里方

28日・10時 ヤンバル林道赤土訴訟 那覇地裁にて

6月の催し物

8日・10時 第2回ゴミバスターズボランティア 事務局

沖大地域研究所098-833-1578上江州まで

7月の催し物

19-20日 第10回 YOU・遊比謝川 098-965-0998

会員募集

随時、会員を募集しています。

氏名、住所、郵便番号、電話(ファックス)番号、所属(活動している団体があればその名称)をハガキで下記まで郵送してください。

〒902那覇市国場555番地
沖縄大学地域研究所
沖縄環境ネットワーク
TEL・FAX098-854-2962
(宇井研究室)

沖縄環境ネットワークは会員制です。

年会費・個人 3,000円

団体 10,000円

郵便振込

(口座番号) 02010-9-20132

(加入者名) 沖縄環境ネットワーク

投稿募集

「沖縄環境ネットワークに期待すること」という連載では、投稿を募集しています。また、地域で取り組んでいる活動、広めたい情報、意見など、会員の声もお寄せください。催し物情報もお待ちしています。

編集後記

この通信の名称(おきなわ環境ネット)は、仮称です。創刊準備号で、通信の名称等の募集を行なった結果、数人の方から応募がありました。この通信の名称等の決定は、次号に譲ります。なお、引き続き、名称募集は行ないます。

沖縄環境ネットワーク 通信・創刊号
おきなわ環境ネット(仮称)
1997年4月15日発行
発行・〒902那覇市国場555番地
沖縄大学地域研究所
沖縄環境ネットワーク
TEL・FAX098-854-2962
(宇井研究室)

発行人 宇井純

編集人 真喜志好一・崎山正美・砂川かおり

・高橋宏明